

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和二年度答申第一号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和二年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：A市長

諮問日：令和元年8月22日

(令和元年度諮問第2号)

答申日：令和2年9月16日

(令和2年度答申第1号)

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成31年4月15日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行ったA市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成〇年A市告示第〇号。以下「本件要綱」という。）に基づく成年後見人等の報酬助成申請却下処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（A市長）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和元年8月5日付けで審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）第2の1に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和元年8月22日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書第1に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書第3に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件事業の性格・性質について

(1) 本件要綱第〇条第〇号では、支援の内容として、家事事件手続法（平成23年法律第52号）の諸規定により家庭裁判所が決定した報酬額の全額又は一部の助成（以下

「本件支援」という。)ができるものとされている。

- (2) また、本件要綱第○条及び第○条では、当該報酬額の助成の申請及び決定について、成年被後見人の収入状況、財産状況等が把握できる書類を提出させた上で、内容を審査し、助成の可否、必要な金額等を決定するものとされている。
- (3) 上記(1)及び(2)から、本件支援は、必ずしも家庭裁判所の決定した報酬額の全額が助成される性質のものではないことが客観的に認識できるとともに、既にB町において同様の支援を受けた当該成年被後見人が上記(2)に準ずる審査を受けた上で決定を受けているものと解すれば、B町が助成した残余部分を助成することは、二重に助成することに他ならず、処分庁が主張する本件要綱第○条第○号の適用及び解釈運用方針には、合理性を認めることができる。

2 本件事業に係る法令等の規定について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第3条第3項には、成年後見制度の利用の促進について、「家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。」との基本理念が定められている。
- (2) 成年後見制度利用者等の権利利益が適切かつ確実に保護されるべきものであることに疑いの余地はないが、同時に、成年後見制度の利用について、利用者間に格差を生じさせるべきではなく、支援等を行う地方公共団体の体制についても、相互連携のもと平準的な運用が求められるべきである。
- (3) したがって、本件処分に係る処分庁の対応は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める基本理念の解釈及び運用を誤ったものとまでは言えず、このことに対する審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては、採用することができない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和元年8月22日）
- 2 第1回審議（令和2年7月22日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和2年9月16日）
答申案を検討し、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項には、「市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」と規定され、同項第4号において「障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業」と規定されている。
- (2) 法第77条第1項第4号の「厚生労働省令で定める費用」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第65条の10の2において「法第77条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。」と規定され、同条第3号に「民法第862条（同法第852条、第876条の3第2項、第876条の5第2項、第876条の8第2項及び第876条の10第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報酬」と規定されており、民法（明治29年法律第89号）第862条には「家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。」と規定されている。
- (3) 法第77条に基づき市町村が実施する地域生活支援事業について、厚生労働省から発出された「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）別紙1には「地域生活支援事業実施要綱」が定められており、同要綱3(1)ア(エ)には市町村必須事業として成年後見制度利用支援事業が規定されている。また、同要綱4において、各事業の実施は事業ごとに定める実施要領によることとされており、別記1ー4には「成年後見制度利用支援事業実施要領」が定められている。
- (4) 処分庁における成年後見制度利用支援事業（以下「本件事業」という。）については、本件要綱が定められており、令和元年5月24日付けで処分庁からA市の審理員に提出された弁明書によれば、本件事業のうち障害福祉の分野については法、省令及び通知の規定に基づいて実施されている。
- (5) 本件事業における支援の対象者について、本件要綱第○条には、次のいずれかに該当するものとする旨が規定され、同条第○号には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、A市市内に住所を有する者であっても、次に掲げる者のうち、A市以外の市等から同様の支援が提供される者は除く旨が規定されており、支援の対象から除かれる者として、同号○には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第2項ただし書及び

第3項、第4項の規定に基づき、A市以外の市等が介護給付費等の支給決定を行っている者が規定されている。

- (6) 法第19条は、介護給付費等の支給決定について規定しており、同条第2項は、「支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の所在地の市町村が行うものとする。」と規定し、同条第3項では、「前項の規定にかかわらず、……介護給付費等の支給を受けて又は……入所措置が採られて障害者支援施設……に入所している障害者……については、その者が障害者支援施設……（以下「特定施設」という。）への入所前に有した居住地……の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、入所前におけるその者の所在地……の市町村が、支給決定を行うものとする。」と規定し、同条第4項は、「前2項の規定にかかわらず、……障害児入所給付費の支給を受けて又は……措置……が採られて……厚生労働省令で定める施設に入所していた障害者等が、継続して、……介護給付費等の支給を受けて、……入所措置が採られて又は……特定施設に入所した場合は、当該障害者等が満18歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であった者……が有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、当該障害者等が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない障害者等については、当該障害者等が満18歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村が支給決定を行うものとする。」と規定している。
- (7) 民法第7条には「……家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。」と規定されており、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定において、市町村長は福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条に規定する審判の請求をすることができる旨が規定されている。
- (8) 以上の法令の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

- (1) 平成31年4月15日付けで審査請求人が審査庁に提出した審査請求書別紙目録第2の2において、審査請求人が成年後見人を務める成年被後見人甲（以下「本件被後見人」という。）については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第2項ただし書及び同条第3項、同条第4項の規定に基づき、B町が介護給付費等の支給決定を行っている者であり、対象者（審査会注：本件被後

見人)の後見開始申立が、同町町長からされ、〇〇家庭裁判所〇〇支部から同審判があったものである。更に、同町成年後見制度利用支援事業に基づく成年後見人等の報酬助成決定通知を受けて、家庭裁判所が決定した審判額の一部の助成を受けて支援が一部提供されている。」と述べている。

このことについて、審査請求人が平成31年4月1日付けで処分庁に行った成年後見人等の報酬助成申請(以下「本件申請」という。)には、本件被後見人の住所はA市である旨が記載されていることから、法第19条第3項又は第4項の規定により、本件被後見人の現住所であるA市ではなくB町が介護給付費等の支給決定を行っているものと考えられる。

また、B町成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成〇年B町告示第〇号。以下「B町要綱」という。)によると、第〇条には、B町における成年後見制度利用支援事業の対象者は、同条第〇号及び第〇号のいずれにも該当する者とする旨が規定されており、居住地については、同条第〇号〇には、町外に住所又は居所のある者のうち、法令等によりB町が援護の実施者である者に該当する場合も支援事業の対象になる旨が規定されている。このことから、本件被後見人については、法第19条第3項又は第4項の規定によりB町が援護の実施者であり、B町における成年後見制度利用支援事業の対象者となるため、B町長により、B町要綱第〇条の規定により後見開始の審判請求が行われるとともに、B町要綱第〇条の規定により報酬の助成が行われたものと考えられる。

- (2) 審査請求人は、本件要綱第〇条第〇号の趣旨は、複数の市町村から二重に助成を受けることを防止することであり、本件申請は家庭裁判所が決定した報酬額〇円のうち、B町が助成を決定した〇円を除く〇円について助成申請したものであるため、同号ただし書により支援の対象者から除かれる者には当たらない旨主張する。

しかし、本件要綱第〇条第〇号ただし書には、明確に、A市以外の市区町村又は都道府県が介護給付費等の支給決定を行っている者については支援の対象者から除く旨が規定されており、同号〇から〇までに掲げる者のうち他の市町村から報酬額が助成される者であっても、他の市町村から助成を受けた金額が家庭裁判所が決定した報酬額の全額に満たない場合は支援の対象者に該当するとする規定であると認められない。

- (3) (1)のとおり、本件被後見人はA市に住所を有しているが、法第19条第3項又は第4項の規定に基づきA市以外の町が介護給付費等の支給決定を行っており、家庭裁判所が決定した報酬の一部についてB町要綱に基づきB町から助成を受けていることから、本件要綱第〇条第〇項〇に該当するA市以外の町から支援が提供される者であるため、本件要綱第〇条第〇号の規定により、本件要綱による支援の対象者には該当しないとして処分庁が行った本件処分が違法又は不当とは言えない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	酒	井	朋	子
委員	横	藤	田	誠
委員	椋		大	樹

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。